



寒さの中にも春の足音が聞こえてきます。今月号も最新のトピックスをお届けします。

## 国内動向

### ① 一般化学物質及び優先評価化学物質の届出制度の変更に関する情報の公開(経済産業省)

2019年4月より一般化学物質及び優先評価化学物質の届出制度が変更されることに伴い、経済産業省は「2019年からの一般化学物質等製造数量等届出について」及び「一般化学物質及び優先評価化学物質の届出等の変更に係るQ&A」を公開した。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/existing19info.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/existing19info.html)

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/todoke/19info/qa\\_t190110.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/19info/qa_t190110.pdf)

### ② 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の議事録公表(厚生労働省)

厚生労働省は、2019年12月20日に開催された標記部会の議事録を公表した。部会では、改正食品衛生法及び食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の概要説明が行われ、議論が交わされた。ポジティブリストの対象となる材質や「人の健康を損なうおそれのない量」の設定値については次回以降に審議が行われる見込み。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000108652\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000108652_00001.html)

### ③ 室内空気中化学物質の室内濃度指針値について(厚生労働省)

室内空気汚染問題に関する検討会の中間報告書がとりまとめられ、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの指針値が改定された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000470188.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190118I0010.pdf>



## 海外動向

### ① 改正K-REACHが施行(韓国)

韓国の化学物質の登録及び評価等に関する法律(K-REACH、化評法)が改正され、2019年1月1日から施行された。最大の変更点は登録制度であり、韓国域内で2016～2018年に年間1 t以上製造又は輸入されている既存化学物質については2019年6月30日までの予備登録が求められている。

<http://www.me.go.kr/home/web/law/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=lawTitle&searchValue=%ED%99%94%ED%95%99%EB%AC%BC%EC%A7%88%EC%9D%98+%EB%93%B1%EB%A1%9D+%EB%B0%8F+%ED%8F%89%EA%B0%80+%EB%93%B1%EC%97%90+%EA%B4%80%ED%95%9C+%EB%B2%95%EB%A5%A0&menuId=70&orgCd=&condition.typeCode=law&typeCode=law&lawSeq=156>

(韓国語)

### ② REACH高懸念物質の追加(ECHA)

2019年1月15日、ECHAは新たに6物質をREACHの認可対象候補リスト(Candidate list)に追加した。今回の追加により、高懸念物質(SVHC)は合計197物質となった。

<https://echa.europa.eu/-/six-new-substances-added-to-the-candidate-list>

### ③ 英国版REACH策定のための法定文書草案を公表(英国)

2019年1月9日、英国政府は、EU離脱に備えて英国版REACHを策定するための法定文書草案を公表した。草案の解説文書では、唯一の代理人(OR)を含む英国に拠点を置く企業による既存のREACH規制登録について英国版REACHへ自動的に移管する旨も示されている。

法定文書草案: [http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111178034/pdfs/ukdsi\\_9780111178034\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111178034/pdfs/ukdsi_9780111178034_en.pdf)

草案解説文書: [http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111178034/pdfs/ukdsiem\\_9780111178034\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111178034/pdfs/ukdsiem_9780111178034_en.pdf)

## 特集：化学物質の皮膚からの吸収・ばく露①

今月号から数回に分けて、化学物質の皮膚からの吸収・ばく露について解説します。

オトルイジンなどの芳香族アミンを使用していた労働者が膀胱がん罹患した労働災害が大きなニュースになったことは記憶に新しいと思います。この災害では、空気中のオトルイジンなどの芳香族アミン濃度が職業ばく露限界値(OEL) に比べて極めて低かったにもかかわらず、多くの労働者の尿からオトルイジンが検出され、皮膚からの吸収・ばく露が膀胱がん発症の原因である可能性が高いことが明らかになりました。一般に、労働者の化学物質へのばく露は、吸入経路を主体に考えられてきましたが、この災害を通して、化学物質の皮膚からの吸収・ばく露を理解し、適切な防護策をとることが重要であることを認識させられたといえます。

化学物質の皮膚からの吸収・ばく露について解説する前に、皮膚の構造について説明します。皮膚は、成人では表面積にして約 1.7 m<sup>2</sup>、体重の約 16% を占める大きな器官です。その構造は、外側から、「表皮」、「真皮」、「皮下組織」に分けられます(図 1)。

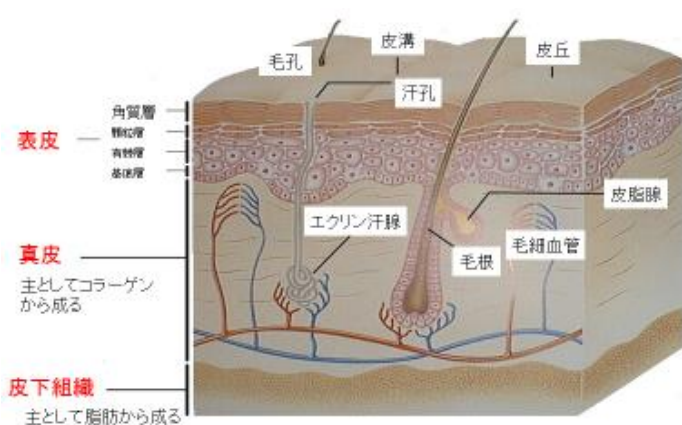


図 1 皮膚の構造<sup>1)</sup>

表皮は、0.1~0.3 mm の厚みを持ち、表面は生物学的に不活性な角質細胞から成る角質層で覆われています。真皮は、0.3~2.4 mm の厚みを持ち、主にコラーゲンから成り、毛細血管がこの中を走っています。皮下組織は主に脂肪です。また、いわゆる毛穴である「毛孔」や、「皮脂腺」、「汗孔」などの皮膚付属器官は、表皮から真皮を貫くように多数存在しています。表皮の角質層は、様々な外界物質からの防護壁の役目を担っており、角質層の表面には皮脂腺から脂肪分が分泌され皮脂膜を形成しています。化学物質は、短時間、皮膚に付

着しても皮膚の防護壁によって妨げられますが、時間とともに、受動拡散により徐々に吸収されていきます。化学物質が皮膚から吸収される時、吸収経路には、表皮を透過して真皮の毛細血管に至る「経表皮経路」と、毛孔や汗孔から侵入する「経付属器官経路」の 2 通りがあります。主な吸収経路は「経表皮経路」です。

1) 中川秀己編, 看護のための最新医学講座 皮膚科疾患, 中山書店, 2001

## お知らせ

### ○書籍のご紹介

株式会社化学工業日報社より「GHS 分類演習ーGHS 分類ができる人材育成へー」が出版されました。執筆の一部を CERI 職員が担当しています。高度な専門性を必要とする GHS に基づいた分類について、演習を通してよりよく理解するための内容となっています。

<https://www.chemicaldaily.co.jp/709-8/>

### ○国際医薬品開発展 2019 への出展

2019 年 3 月 18~20 日に開催される国際医薬品開発展に出展します。医薬品原料に関わる様々な受託サービスを提供する 550 社以上の出展社が集う国内最大のイベントです。ぜひご来場ください。 <https://www.cphijapan.com/>



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

**CERI** 一般財団法人 化学物質評価研究機構  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F  
安全性評価技術研究所 研究第二部  
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井 (聡)、林)  
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: [cac-reach@ceri.jp](mailto:cac-reach@ceri.jp)